

町と地域と人を結ぶ広報誌

広報 なちかつうら

Public Relations Magazine of Nachikatsuura Town

2024

5

— No.401 —



表紙：役場玄関ロータリーのツツジ

(※ツツジは町花で、町歌にも取り上げられています)

住宅用防災機器は付いていますか？

住宅火災から身を守る



住宅火災の現状

令和4年に国内で起きた住宅火災の件数は1万1千411件で、972人が亡くなっています（放火自殺者等を除く）。そのうち、約75%にあたる731人が65歳以上の高齢者でした。

また、出火原因が判明したケースの大半がこんろやタバコ、電気機器や配線、ストーブからなるものとなっています。

町内で建物火災が増えています！

本町での建物火災の発生件数は、ここ数年間は2件程度で推移していましたが、令和5年においては4件と倍に増加しています。今年に入ってもすでに2件発生しているなど被害が目立ってきており、防火対策や啓発の取り組みを一層進めていく必要があります。

4つの習慣・6つの対策の再確認を

住宅火災の発生を防ぎ、火災からいのちを守るための対策に

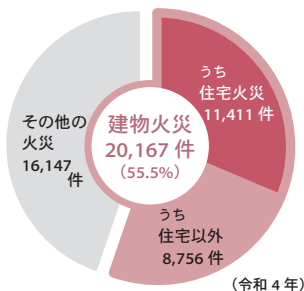
ついては、消防庁より「いのちを守る4つの習慣、6つの対策」を呼びかけています。

町民の皆様におかれましては、これらの習慣・対策を再度確認していただき、防火意識の向上に取り組んでください。

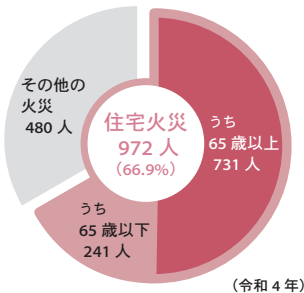
住宅用防災機器は付いていますか？

今回は住宅火災を防ぐ数々の取り組みの中から、「住宅用火災報知機」と「感震ブレーカー」を取り上げ、その効用と本町で実施している補助制度を次頁で紹介いたします。

火災件数



火災死者数



住宅火災からいのちを守る4つの習慣

- ① 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ② ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③ こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④ コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

身近に忍び寄るカセットコンロ火災

那智勝浦町では、今年になってカセットコンロが原因による火災が2件発生しています。

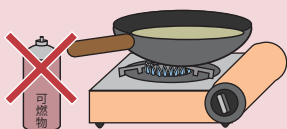
卓上で簡単に加熱・調理ができるカセットコンロは便利な調理器具ですが、使い方を誤ると引火やボンベが爆発し大きな火災となります。

カセットコンロを使用するときは下記の点を注意して正しくお使いください。



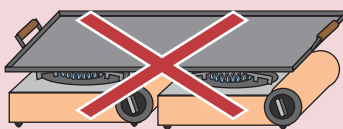
天ぶら油火災の実演の様子 (消防本部提供)

カセットコンロ付近に燃えやすいものを置かない



引火の危険があります。

カセットコンロを2台以上並べて使用しない



調理器具の下にあるガスボンベが過熱して爆発することがあります。

大きな鍋や鉄板を使用しない



住宅火災は、いのちや大事な家財のみならず周囲を巻き込むおそれがある、絶対に避けたい火災です。今回は、住宅火災の現状と住宅火災を防ぐための取り組みについてご紹介します。

設置義務です 住宅用火災警報器



住宅用防災機器その1 住宅用火災警報器

「住宅用火災警報器」は、万が一火災が発生した際にブザーなどで知らせることにより逃げ遅れを防ぎ、早期の消火活動につなげることができます。

消防庁で住宅火災の被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ**死者数と損害額は半減、焼損床面積は約6割減少**した結果となりました。

住宅用火災警報器の設置は那智勝浦町火災予防条例により義務化されています。まだ設置されていない方は速やかに設置をお願いします。また、すでに設置いただいているご家庭でも、**古くなってくると電池切れなどで機能が失われているおそれもありますので、定期的に点検していただき、必要に応じて交換**をお願いします。本町では、住宅火災での高齢者の逃げ遅れによる死亡率低下を図るため、**高齢者世帯を対象とした住宅用火災警報器設置の補助制度を開始**しています。この機会にぜひ活用してください。



本町でも住警器の作動により初期消火に成功した事象がありました！

住宅用火災警報器購入設置補助金について

対象者 令和6年4月1日以降に住宅用火災警報器を購入・設置した方で、町内に住所を有して居住している65歳以上のみの世帯で町税を滞納していない方



補助対象 消防用機器として検定を受けた機器を設置基準※に従い設置したもの
※基準の詳細は、町ホームページをご覧ください（上記QRコード参照）。

補助額 購入金額の1/2（上限5,000円）

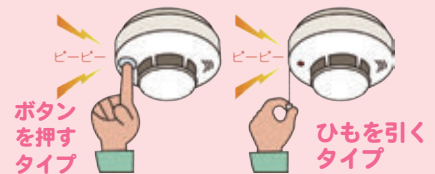
受付期間 随時

留意事項 ・基準に沿った設置が必要なため、購入・申請前に一度ご相談ください。
相談・お問合せ先：消防本部予防課（☎52-0119）
・他の補助金と重複することはできません。

警報器を設置済みの方へ

定期的な点検をお願いします！

※点検方法は以下の2つが主流です



ボタンを押すタイプ

ひもを引くタイプ

また、古くなると電子部品の劣化や電池切れで作動しなくなりますので、10年を目安に新しい警報器と取り換えをお勧めします。



住宅用防災機器その2 感震ブレーカー

感震ブレーカーを設置しましょう!!

「感震ブレーカー」は、大きな揺れがあった場合に自動的に電気を遮断し、電気機器の転倒や配線の損傷で発生する漏電・短絡（ショート）による火災を防いでくれる機器です。

大規模地震後にも火災が多く発生しており、**阪神・淡路大震災や東日本大震災において原因が判明した火災うち電気が起因となったものが約6割**に上っています。

大きな地震があった場合、身を守ることが精いっぱいでも火元の安全確認が十分にできない場合が多いことから、揺れを感知して自動的にブレーカーを遮断してくれる「感震ブレーカー」は地震発生後の火災被害抑制に大きな効果を発揮します。

本町では、令和2年度より感震ブレーカー等を購入する方に対する補助を行っています。将来的に大規模地震発生の恐れもあり、地震による火災発生を防ぐためにもこの補助制度をぜひご活用ください。

感震ブレーカー等購入費補助金について

対象者 町内に住所を有しているまたは町内に建築物を所有している方で町税を滞納していない方



補助対象 簡易タイプもしくは分電盤タイプのもの

補助額 購入及び設置に要する経費のうち、**20,000円**までを補助

受付期間 令和7年1月31日まで
※申込件数に達した場合は、期間内でも受付を終了します。

留意事項 補助対象機器の詳細や、申請方法・申請書類はホームページ（上記QRコード）をご覧ください。総務課防災対策室（☎29-7121）までお問い合わせください。

補助要件を緩和しました。地震発生時の火災予防対策として、ぜひご活用ください！



役場お問い合わせ先(市外局番 0735)

代表電話 ☎ 52-0555

※各課へのお問い合わせは
直通電話をご利用ください。

総務課(総務係)	52-4811
(防災対策室)	29-7121
会計課	52-7801
住民課(戸籍住民係)	29-2003
(保険年金係)	52-0558
(環境係)	52-0559
税務課(課税係)	52-1094
(収納係)	52-1095
福祉課(健康推進係)	52-2934
(生活福祉支援係)	52-2945
(高齢者支援係)	29-7039
地域包括支援センター	52-0611
新型コロナワクチン接種相談窓口	29-6137
こども未来課	52-2946
子育て世代包括支援センター	29-7215
観光企画課(観光商工係)	52-2131
(企画係)	29-2007
農林水産課	29-4455
農業委員会	29-7134
建設課	52-0560
議会事務局	52-0938

出先機関等電話番号(市外局番 0735)

役場宇久井出張所	54-0010
役場色川出張所	56-0101
役場太田出張所	57-0201
役場下里出張所	58-0002
水道事業所	52-9495
クリーンセンター	52-4564
町民センター	52-1170
体育文化会館	52-2340
町立温泉病院	52-1055
教育委員会	52-4686
町立図書館	52-5955
消防本部・消防署	52-0119

防災行政無線放送電話応答サービス

(0735) 52-0667

防災行政無線放送を電話で聞くことができます。

防災行政無線放送
メール配信サービス
はこちらから



マイナンバーカード

休日開庁のご案内

左記の日程で窓口業務を行います。

【開庁日時等】

5月26日(日) 9時～12時

※窓口業務はマイナンバーカードに関する手続きに限りません。(カードの申請・更新・受取り、電子証明書の更新、暗証番号の設定)

※カードの受取りには、申請者本人の来庁が必要です。

※本人確認書類をご持参ください。

※申請書や通知カードをお持ちの方は

ご持参ください。

※申請用の顔写真は無料で撮影します。

【お問い合わせ先】

役場住民課戸籍住民係

(☎ 29-2003)

仕事などで平日役場へ来庁できない方はぜひご利用ください!



結婚新生活を始める方へ

補助金のご案内

町内で、結婚新生活を始めようとする世帯を対象に、住居費やリフォーム費用、引っ越し費用の支援を行います。

【対象世帯】

次の①～⑥の全ての要件を満たす世帯

①令和6年4月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯

②申請日において夫婦ともに町内に住所を有する

③夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

④夫婦ともに3年以上継続して本町に定住する意思があること

⑤町税等を滞納していないこと

⑥その他、那智勝浦町が定める要件を満たす世帯

【補助金額】

上限60万円

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

役場こども未来課(☎ 52-2946)



和歌山県から

自動車税に関するお知らせ

【自動車税の納期限について】

自動車税の種別割の納期限は5月31日(金)です。納期内納税をお願いします。お近くのコンビニ、金融機関などで納期内に納付してください。

納税通知書に印字されているeLQRを利用して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリでも納付することができます。

ぜひご利用ください。

【自動車税の減免について】

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車は、名義や障害の程度など、一定の要件を満たす場合、申請により、自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

【お問い合わせ先】

紀南県税事務所課税課

(☎ 0739-1617937)

「懸泉堂」寄贈のお礼

下里地区に所在する明治期の文豪・佐藤春夫の父である豊太郎氏の生家「懸泉堂」及び、内部の文書等の動産も含めて那智勝浦町に寄贈いただきました。心より御礼申し上げます。

「懸泉堂」は江戸時代末期に建築された母屋と、大正期に建築された洋風2階建てが合体した建造物となっています。過去には寺子屋、診療所として利用され、春夫にゆかりのある文人が訪問した記録も残されています。

今後は前所有者や地域住民の声も取り入れながら、下里地域の歴史や文化的風土を物語る重要な地域遺産として整備・活用に努めてまいります。

【寄贈者】

東京都在住 三好 結子 様



国民年金に関するお知らせ

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民課保険年金係または年金事務所所でお手続きください。

【産前産後期間の国民年金保険料が免除になります】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。住民課保険年金係または年金事務所所でお早めに手続きをお願いします。

【会社を退職したときは】

年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（または第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。住民課保険年金係や年金事務所所でお早めに手続きをお願いします。

【マイナポータルを利用した】

国民年金の手続きについて

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予及び学生納付特例の電子申請ができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

田辺年金事務所新宮分室
 ☎073512218441
 役場住民課保険年金係
 ☎5210558

※各種制度の申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ
<https://www.nenkin.go.jp> をご覧ください。

日本年金機構

ホームページ



那智勝浦町ジェンダー平等推進プランを策定しました

那智勝浦町では、性別にかかわらず個性を尊重され、能力を発揮し、互いを認め合い、自分らしく生きることが

できるジェンダー平等社会を目指していくために「那智勝浦町ジェンダー平等推進プラン」を策定しました。この計画に基づき様々な施策を推進していきます。

【基本理念】

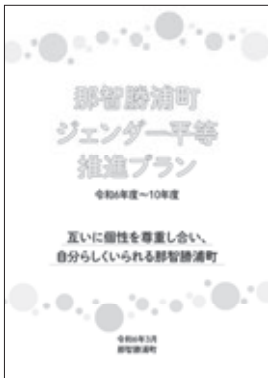
「互いに個性を尊重し合い、自分らしくいられる那智勝浦町」

【4つの施策】

- ①ジェンダー平等社会に向けた意識の醸成
- ②誰もが働きやすい環境づくり
- ③あらゆる分野における多様な人材の活躍推進
- ④誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

【計画期間】

令和6年度から令和10年度まで



2024年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

人事院では、標記の試験を次のとおり実施します。

【試験の区分】

事務・技術・農業・農業土木・林業

【申込受付期間】

6月14日(金)～6月26日(水)

※インターネットより申し込んでください。

【第1次試験日】 9月1日(日)

【試験地】 大阪市ほか

【その他】

受験資格等の詳細は、人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報NAVI」へ

【お問い合わせ先】

人事院近畿事務局試験第二係
 ☎061479612191



6月行政相談

日時：6月5日(水)
 13時30分～15時30分
 場所：役場2階 監査委員室

※相談時間はおひとり様あたり約20分です

【お問い合わせ先】
 役場総務課総務係
 ☎52-4811

税務課から納期限のお知らせ

次回の町税等の納期限は次のとおりです。

税目	期別	納期限	納付書発送日
介護保険料	第2期	5月31日(金)	4月11日(木)
固定資産税	全期前納 第1期		5月8日(水) (予定)
軽自動車税	全期		

【納期内納付にご協力をお願いします】

町税を滞納すると、本来納めるべき税額の他に延滞金が増加されます。また滞納整理にかかる費用は町費から支出され、町民の皆さん全体の不利益となります。納期内の自主納付にぜひご協力ください。

▶お問い合わせは、役場税務課収納係（☎52-1095）、課税係（☎52-1094）まで。

【口座振替キャンペーンのお知らせ】

4月1日から7月1日の期間中、町税等・水道料・保育料・住宅使用料等について、新たに口座振替を登録していただいた方の中から抽選で「南紀くろしお商工会の商品券2,000円分」を進呈します。

これを機会に、口座振替の登録をしてみませんか。

▶お問い合わせは、各税・料金担当課まで。

- ・役場税務課収納係（☎52-1095）
- ・役場水道課（水道事業所☎52-9495）
- ・役場こども未来課（☎52-2946）
- ・役場建設課（☎52-0560）

（令和6年度）健康診査・歯科健康診査のご案内

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ、令和6年度後期高齢者医療制度の健康診査・歯科健康診査をお知らせします。年1回、健康管理のため・歯と口の健康チェックのため、診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします（受診券発行の申込みをする必要はありません）。

◆ 健康診査

【対象者】

被保険者の皆さま（長期入院者・施設入所者を除く）

【皆さんに実施する検査項目】

問診、計測（身長・体重・BMI・血圧）、診察（身体診察）、尿検査（糖・蛋白・潜血）、血液検査（脂質・肝機能・糖代謝・腎機能・尿酸・貧血等）

【医師が必要と判断した方に追加で実施】

心電図検査、眼底検査

◆ 歯科健康診査

【対象者】

令和6年3月末で75歳・80歳・85歳の方と、90歳以上の被保険者の皆さま（長期入院者・施設入所者を除く）

【検査項目】

問診、口腔診断（歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常）、口腔機能検査（噛む能力・舌機能・飲み込み機能）

各診査について

【実施期間】 6月1日～令和7年2月28日

【実施場所】 受診券に同封する一覧表に記載の医療機関

【自己負担】 無料

【持ち物】 保険証、受診券、受診票・問診票

▶お問い合わせは、和歌山県後期高齢者医療広域連合（☎073-428-6688）まで。

初期消火表彰

令和6年2月6日に大野地区で発生したその他火災に際し、適切かつ迅速な初期消火で被害の軽減に尽された JA みくまの営農経済センターの豊田 敏裕 様に感謝状と記念品が贈呈されました。

表彰式は3月4日消防防災センターにて行われ、湯川消防長から「町消防・防災センターから大野地区までは消防車で30分以上かかり、地域の方々による初期消火が重要。豊田さんらの尽力に感謝しています。」と謝意が伝えられ、豊田様は「他3人の方と協力し、消火や通報をしました。連携があってこそその結果です。大事に至らなくてよかった。」と答えられていました。



Information 国民健康保険にご加入の皆さまへ①

国民健康保険税の税率（国保税率）を見直します

那智勝浦町の国民健康保険は、少子高齢化に伴い被保険者数が減少しておりますが、現在の財政状況を踏まえ、令和6年度より国保税率を以下のとおり見直すことになりました。

今後の安定した国民健康保険運営のため、被保険者の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

I 所得割・資産割・平等割の税率を見直します

和歌山県では、保険料（税）算定方式の統一を目標に、令和9年に県内全市町村で資産割を廃止する方針を掲げています。那智勝浦町もその方針に合わせて、今回の改正で資産割・平等割を引き下げます。資産割を引き下げたことより減少する保険税の一部を補うため、所得割を引き上げています。

種別		今まで	新税率
所得割	基礎課税分	7.7%	7.9%
	後期高齢者支援分	2.7%	2.8%
資産割	基礎課税分	22.0%	9.0%
	後期高齢者支援分	4.0%	2.0%
	介護納付金分	9.0%	4.0%
平等割	基礎課税分	28,500円	26,800円
	後期高齢者支援分	11,000円	10,300円
	介護納付金分	10,500円	9,900円

※所得割（介護納付金分）、均等割の税率は変更ありません。

II 賦課限度額を引き上げます

国の税制改正で賦課限度額の国基準が変更されたため、後期高齢者支援分の賦課限度額を引き上げます。

種別		今まで	新税率
賦課限度額	後期高齢者支援分	22万円	24万円

※基礎課税分（65万円）、介護納付金分（17万円）については据え置きます。

※国民健康保険税額に関するお問合せについては、電話でお答えすることができません。ご不明な点がございましたら、本人確認書類を持参し役場税務課窓口までお越しく下さい。

▶お問い合わせは、役場税務課課税係（☎52-1094）または役場住民課保険年金係（☎52-0558）まで。

特定健診・若葉健診のご案内

特定健診・若葉健診は、生活習慣病になる兆候を発見し、生活改善などで発症を予防することを目的とした健診です。毎年1回受診することで、異常を早期に見つけることができます。

今年度、病院で受診できるのは11月末までです。また、集団健診は福祉健康センターで実施しますので、平日に受診できない方は集団健診をご利用ください。

【対象者】

【特定健診】 40歳～74歳（黄色の受診券）
※昭和60年3月31日以前に生まれた方で75歳の誕生日の前日まで対象

【若葉健診】 30歳～39歳（緑色の受診券）
※昭和60年4月1日生～平成7年3月31日生の方

①個別健診

【健診期間】 6月1日～11月30日

診療時間内に、直接、右表の医療機関に予約し、受診してください。

②集団健診

健診日程等については、がん検診のご案内（本誌9ページ②集団検診）をご覧ください。（要予約）

医療機関（個別健診）		電話番号
朝日	木下医院	52-2035
	日進会病院	52-6511
天満	宮本医院	52-0010
	那智勝浦町立温泉病院	52-1055
	高橋ファミリークリニック	29-7385
宇久井	中山医院	54-1181
下里	清水内科クリニック	58-8051
太地	坂野医院	59-2063

※特定健診・若葉健診は、国民健康保険の被保険者のための健診です。国民健康保険の資格を喪失された後は受診できませんので、ご注意ください。

※5月中旬に受診券を発送します。年度途中に国民健康保険に加入された方で、受診を希望される方は役場住民課に申請が必要になります。

▶お問い合わせは、役場住民課保険年金係（☎52-0558）まで。

指定ごみ袋（家庭用・事業用）の適正な使用のお願い

那智勝浦町の指定ごみ袋には、家庭用（白）と事業用（青）の2種類があります。違いは以下のとおりとなりますので、事業用のごみを誤って家庭用のごみ袋で出さないよう、よろしくお願いします。

家庭用ごみ・・・一般家庭の日常から出るごみは、分別し、指定の家庭用ごみ袋で出してください。

事業用ごみ・・・商店、飲食店、事務所など事業活動から出るごみは、事業者の責任で適正に処理していただくか、少量の場合は指定の事業系ごみ袋で出してください。



▶お問い合わせは、那智勝浦町住民課 環境係（☎52-0559）まで。

がん検診のご案内

【対象者】 令和7年4月1日時点で、

(76歳以上の方)

受診を希望される方は、福祉課へ電話してください。

(75歳以下の方)

5月末に受診券を個別送付します。

【受診方法】

① 個別検診をご希望の場合は医療機関へ予約してください。

② 集団検診をご希望の場合は、役場へ予約してください。

① 個別検診（医療機関で受診）

【実施期間】 6月1日～11月30日（定員になり次第終了する場合があります。早めにご予約ください。）

	胃カメラ	胃バリウム	大腸	肺	診療機関	住所	電話番号
対象項目	●	●	●	●	木下医院	朝日 1-60	52-2035
	●	●	●	●	清水内科クリニック	下里 800-2	58-8051
			●	●	高橋ファミリークリニック	天満 800	29-7385
	●		●	●	中山医院	宇久井 557-13	54-1181
			●	●	日進会病院	朝日 1-221-1	52-6511
	●	●	●	●	宮本医院	天満 283	52-0010
	●	●	●	●	町立温泉病院	天満 1185-4	52-1055
	●	●	●	坂野医院	太地町太地 3055	59-2063	
自己負担額	1,500円	1,300円	400円	500円			
対象者	50歳以上（男女） <偶数年齢のみ>		40歳以上（男女）		※診療時間内に予約してください。		

対象項目	自己負担額	対象者	診療機関	住所	電話番号
乳	700円	40歳以上（女性） <偶数年齢のみ>	けんゆうクリニック	串本町串本 1790	0735-62-5080
			新宮市立医療センター	新宮市蜂伏 18-7	31-3333
			紀南病院（三重県）	御浜町阿田和 4750	05979-2-1333
子宮	700円	20歳以上（女性） <偶数年齢のみ>	いずみウィメンズクリニック	新宮市清水元 1-6-33	21-0311
			新宮市立医療センター	新宮市蜂伏 18-7	31-3333
			矢島医院	新宮市別当屋敷 6-8	22-2337
			くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111

② 集団検診（福祉健康センターで受診）

①～⑤の集団検診の予約を6月から一斉に受け付けます（5月中の予約はできません）。国民健康保険による特定健診の対象者は医療機関若しくは次の①～④の総合健診時に受診できます。

場所	実施日	検診種類	胃	肺	大腸	乳	子宮	肝炎	歯科
福祉健康センター	① 9月 2日（月）	総合健診	●	●	●	●	●	●	
	② 11月 3日（日）	総合健診		●	●	●	●	●	●
	③ 11月 4日（月）	総合健診	●	●	●	●	●	●	●
	④ 12月 7日（土）	総合健診	●	●	●	●	●	●	●
	⑤ 1月 18日（土）	大腸・乳			●	●			

※各日程とも定員になり次第、受付を締め切ります（最終締切は各日程の2週間前まで）。

※希望日に受診できない場合もありますので、なるべく早目にご予約ください。

※各保険者が実施する特定健診（メタボ健診）については各保険者から通知されます。

▶お問い合わせは、役場福祉課健康推進係（☎52-2934）まで。



制度を活用して危険な空き家を解体しませんか？

那智勝浦町では、危険な空き家（認定不良空き家）を解体する方に対して、補助事業と空き家解体後の土地の固定資産税を減免する制度を実施しています。空き家の解体をお考えの方は、制度の活用をご検討ください。

【認定不良空き家の条件】

次のすべてを満たし、役場建設課で認定を受けた空き家

- ・ 那智勝浦町内にある空き家で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されるもの
- ・ 那智勝浦町不良空き家等除去補助金交付要綱に基づいた不良度の測定基準による不良空き家と認められるものであること
- ・ 周辺環境に悪影響を与えている若しくは与える恐れがある状態であること

◆那智勝浦町不良空き家等除去補助制度

【申請者の条件】

次のすべてを満たすこと。

- ・ 申請者が町税（固定資産税・町民税など）を滞納していないこと。
- ・ 次の①～③のいずれかに該当する者であること。
 - ① 空き家の所有者
 - ② 空き家所有者の相続人
 - ③ 空き家所有者の同意を得ている土地所有者
※所有者や相続人が複数いる場合は、その全員の同意が必要です。

【補助金額】

空き家の解体費用の3分の2（上限50万円）

- ※ 解体費用には、動産の移転・処分費、門塀等の工作物の解体費は含まれません。

◆認定不良空き家解体後の土地の固定資産税減免制度

【制度の対象】

役場建設課で認定を受けた認定不良空き家の土地

- ※ 不良空き家等除去補助金の交付を受けていない場合でも、「認定不良空き家」の認定を受けた場合はこの減免制度の対象となります。

【減免の条件】

- ・ 認定不良空き家の敷地で、固定資産税の住宅特例が適用されている土地であること
- ・ 認定不良空き家の解体・撤去を完了させること
- ・ 解体・撤去後、営利目的で土地を使用していないこと
- ・ 解体・撤去後、対象の土地が売買などによる所有権移転がなされていないこと（相続を除く）
- ・ 解体・撤去後、近隣の住環境に悪影響がないよう土地を適正に管理すること
- ・ 空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「特定空き家等」に指定されていないこと
- ・ 減免申請者に町税の滞納がないこと
- ・ 減免申請者が法人でないこと など

【申請方法】

町ホームページまたは役場建設課で申請書入手し、必要事項の記入・必要書類をご用意のうえ、役場建設課窓口へ提出してください。

【補助件数】

12件を予定しています。

【申請締切】

12月2日（月）

- ※ 毎月末に、その月中に申請いただいている空き家の中から、対象となる空き家を決めます。
- ※ 予算がなくなり次第、締め切らせていただきますので、希望される方は早めに申請してください。

▶ お問い合わせは、役場建設課（☎52-0560）まで。

【減免申請者】

認定不良空き家の土地の所有者、その相続人、納税管理人または相続財産管理人

【減免金額】

認定不良空き家の撤去後も、住宅が建っていたときと同程度の土地の税額になります。

【減免期間】

認定不良空き家の撤去後の翌年度から5年間

【申請方法】

上記減免の条件を満たす方に減免申請書をお渡しします。

- ※ 減免の条件を満たしている土地の所有者には、役場税務課から順次申請書を郵送します。

- ※ 不良空き家の認定を希望される方は、役場建設課にお問い合わせください。

▶ お問い合わせは、役場税務課課税係

（☎52-1094）まで。

Information 町の活性化のために空き家を活用してみませんか？

空き家の改修を支援します（移住促進）

那智勝浦町では、町外から那智勝浦町へ移住する方が空き家を改修して住む場合に必要となる工事費用の一部を補助します。

【対象者】

① 空き家の所有者

所有する空き家を、町外から町内に移住する方に売却・賃貸するために改修したい方

② 移住者

町内にある空き家を購入・賃貸し、改修して住む移住者の方（これから移住する方、移住して3カ月以内の方）

【対象経費】

内外装、玄関、居室、台所、トイレ、お風呂などに対して行う一般的な改修が対象
(対象外の例)

- ・障子やふすまの張替、畳の表替え、軽微な修繕工事
- ・外構工事や庭木の剪定、除草など
- ・エアコンや洗濯機などの購入費用

【補助金額】

工事費の2/3（千円未満切り捨て、上限100万円）

【募集期間】

- ・令和6年7月12日（金）17時まで
※応募多数の場合は、抽選とさせていただきます。

【注意事項】

- ・工事に着手する前（工事契約を結ぶ前）に本補助の申請を行う必要があります。
- ・本支援を活用する改修工事は、原則町内業者に発注すること。
- ・対象となる空き家は「既存住宅現況調査（インスペクション）」が実施されている必要があります。
※既存住宅現況調査には、和歌山県の支援制度があります。詳しくは、ホームページ「移住支援制度（わかやまLIFE）」をご確認ください。
- ・遅くとも、令和7年2月末までに実績報告書の提出が必要となります。

▶詳しくは、町ホームページをご覧ください。役場観光企画課企画係（☎29-2007）まで。



Information 廃棄物処理手数料が見直されます

廃棄物処理手数料の見直しについて

廃棄物処理手数料は、受益者負担の観点から町民の皆さまに一定のご負担を頂いております。現在、物価高騰等により、廃棄物処理費用は増加し、廃棄物手数料の収入も減少している状況です。

そのため、秋頃を目途に家庭用・事業用の指定ごみ袋の販売手数料と、持込ごみの手数料の見直しを行いたいと考えています。皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

▶お問い合わせは、那智勝浦町住民課 環境係（☎52-0559）まで。

軽自動車税（種別割）を口座振替等で納税されている方への納税証明書送付を廃止します

令和5年1月からの軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）運用開始により、軽自動車検査協会が車両ごとの軽自動車税（種別割）の納税状況をオンラインで確認できるようになりました。これにより車検時の「軽自動車税（種別割）納税証明書」の提示が現在は原則不要（※）となっています。

※納税証明書が必要となる場合は以下のとおりです。

- ・二輪の小型自動車（排気量250cc超）の場合
- ・中古車の購入または名義・ナンバーの変更直後の場合
- ・市区町村外への転居の直後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合
- ・納付直後に車検を受ける場合（軽JNKSへの情報登録は2週間程度を要するため）

これまで口座振替、eL-QRを利用したクレジットカード決済、スマートフォン用決済アプリで軽自動車税を納期限内納付された方を対象に「軽自動車税（種別割）領収証書・納税証明書」を送付しておりましたが、車検時の納税証明書の提示が原則不要となったことから、令和6年度より送付を廃止させていただきます。

「軽自動車税（種別割）納税証明書」が必要な場合は、役場税務課及び各出張所にて交付申請を行ってください。手数料は無料です。

▶お問い合わせは、役場税務課収納係
(☎52-1095)まで。

募集中

スポーツ実施及び健康増進を始めるきっかけづくりに

スポーツボイス教室

「スポーツボイス教室」を今年度も定期教室として開催します。音楽に合わせて全身を動かしながら声を出し、心と身体をリフレッシュしませんか。また、呼吸機能や代謝機能の向上をはかることもできます。今回の教室は昼の部のみ開催します。

【スポーツボイスとは】

「声帯」、「咽頭筋」、呼吸を司る「横隔膜」、内臓を支える「腹横筋」等、全身の筋肉を動かしながら声を出す全身運動です。また、誤嚥防止、代謝向上等の効果もあり介護予防にもつながります。

【開催日程】 全18回（水曜日）10:00～11:00

6月	12日・26日	11月	13日・27日
7月	24日・31日	12月	11日
8月	28日	R7.1月	8日・22日
9月	11日・25日	2月	12日・26日
10月	9日・23日	3月	12日・26日

【開催場所】 那智勝浦町体育文化会館2階 大集会室

【講師】 森 まりか 先生

【対象者】 那智勝浦町在住・在勤の方

【参加費用】 無料

【定員】 50名程度（申込み多数の場合は抽選）
※抽選となった場合は、別途連絡します。
連絡がなかった場合は教室初回日時にお越し下さい。

【持ち物】 運動できる服装、運動できるシューズ、タオル、飲み物等

【申込方法】 那智勝浦町教育委員会まで、電話またはFAXにて参加者氏名・年齢・住所・電話番号をご連絡ください。

【申込締切】 6月3日（月）

▶お申込み・お問い合わせは、那智勝浦町教育委員会生涯学習課（☎52-4686）まで。

(令和6年度) 那智勝浦町高等学校等通学費補助事業

那智勝浦町では、町内から町外の中学校や高等学校へ通学する生徒の保護者への通学費補助を行っています。

【対象者】

次のすべてを満たす保護者を補助対象とします。

- ① 生徒とその保護者がともに那智勝浦町内に住んでいて、本町の住民基本台帳に記録されていること。
- ② 鉄道またはバスを利用し、町外の中学校・高等学校に通学する生徒の通学費用を負担していること。

【補助対象経費・補助金額】

鉄道またはバスの通学用定期券・回数券の購入代金の2分の1を補助します。補助の上限は年額2万円です。
※切符購入代金や特急料金は、対象外です。

【補助対象区間】

居住地の最寄り駅（バス停）から通学する学校の最寄り駅（バス停）までの通学に必要なと認められる区間。

【補助対象期間】

4月1日から令和7年3月31日までの在学期間。

【申請手続き】

申請は4月1日から随時受け付けています。必要書類（①～④）を那智勝浦町教育委員会へ提出してください。申請受付後に審査を行い、振込予定日等を記載した結果通知を申請者に送付します。

【申請期限】

令和7年3月31日まで（必着）

【提出先（郵送可）】

〒649-5338

那智勝浦町大字二河75番地

『那智勝浦町教育委員会

学校教育課』



【必要書類】

- ① 交付申請書兼請求書

※町ホームページからダウンロードできるほか、教育委員会でも配布しています。



- ② 通学用定期券・回数券の購入内容が確認できる書類

◆ 定期券を購入した場合 ◆

→ 定期券の写し

※年間を通して購入される方は、年1回の申請で上限額まで補助しますので、最新の写しのみ提出してください。

◆ 回数券を購入した場合 ◆

→ 購入金額と宛名が確認できる領収書

※領収書の宛名は、補助金申請者名か生徒名であること。

- ③ 学生証の写し または 在学証明書

- ④ 振込先金融機関の通帳の写し

※初めて申請される方と口座変更された方のみ提出。

【その他注意事項】

- ・定期券は更新する前に必ずコピーをお取りください。
- ・定期券等の有効期間が年度をまたいでいるものは、それぞれの年度ごとの申請の際に提出してください。
- ・申請後に定期券等の払い戻しを受けた場合、補助金の返還が必要になることがあります。

▶お問い合わせは、那智勝浦町教育委員会学校教育課（☎52-4686）まで。

自衛官等募集

就職や転職をご検討の方はぜひお問い合わせください

自衛隊新宮地域事務所で開催しています（平日・随時）



受験種目	応募資格	受付期間	試験日	試験会場
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳未満の者)	年間を通じて 行っています	受付時にお知らせいたします	受付時にお知らせいたします
幹部候補生	一般 22歳以上26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者)	4月24日 ～6月13日	6月22日	・和歌山市内 ・自衛隊和歌山地方協力本部(和歌山市)
	歯科・薬剤科 専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満の者(薬剤科は20歳以上28歳未満の者)			

▶お申込み・お問い合わせは、自衛隊新宮地域事務所（☎21-3449）まで。

世界遺産を読み歩く

— 学芸員通信〔全12回〕 —

第5回「紀伊山地の霊場と参詣道のすごさ② 高野山編」

高

野山は、和歌山県北部に位置する真言密教の霊場です。今から約1200年前の平安時代に弘法大師・空海によって開かれた仏教の一大聖地です。現在も高野山上には117の寺院が密集しています。高野山の世界遺産登録資産を代表するものとして、空海が山岳修行の中心として開創した「金剛峯寺」や、高野山のふもとにある「慈尊院」、中腹にある「丹生都比売神社」などがあります。

「金剛峯寺」というのは、もともと高野山全体と同義でした。これは、高野山が「一山境内地」といわれる、山全体がお寺であるという考え方に基づくためです。「慈尊院」は、金剛峯寺の建設、交通の便を図るための政所として創設されました。「丹生都比売神社」は高野山を含む紀伊山地南西部の地主神を祀っており、神と仏が共にある、日本独自の宗教観「神仏習合」の聖地とされています。明治期の神仏分離令によって、境内にあった僧坊などの仏教関連施設は撤去されていますが、金剛峯寺と密接な関係を持ち、高野山参詣の中では重要な神社であったと考えられています。

高野山への参詣では「高野山町石道」という参詣道が利用されました。起点となる慈尊院から金剛峯寺をつなぐこの参詣道は空海自身が切り開いたとされています。

その道中には一町ごと、一里ごとに^{※1}、金剛峯寺の中心地である檀上伽藍からの距離を刻んだ「町石」が建てられています。参詣者はこの町石に礼拝をしながら高野山へ向かったとされています。町石は、もともと木製の卒塔婆^{※2}であり、道標の役目を担っていました。それが現在の石製へと整備されたのは鎌倉時代です。このとき、高野山の僧侶の声掛けにより、皇室や武士、庶民らの寄附によって整備が実現しました。この町石の大部分は、整備当初の位置のまま現存しており、当時の面影を残しています。

また、高野山から熊野本宮大社へと向かう参詣道も存在します。その道「熊野参詣道小辺路」は2つの聖地を最短距離である約70kmで結んでいます。ただし、1000m級の峠越えが3回もあるため、3つの経路がある熊野参詣道のなかでも特に険しい経路とされています。

前回の「大峰奥駆道」、そして今回紹介した「熊野参詣道小辺路」によって、各地の霊場と「熊野三山」が結ばれていることを紹介しました。那智勝浦町に所在している世界遺産も「熊野三山」に含まれます。次回からは「熊野三山」について紹介します。

^{※1}一町は約109m、一里は36町で約4km

^{※2}お墓の後ろに並べて立てる縦長の木板

文・前田 愛佳（学芸員）

いやしの音

マイナンバーカードが 利用できます

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていれば、当院でもマイナンバーカードを保険証として利用することができます。

顔認証カードリーダーにマイナンバーカードを置き、顔をかざすだけで本人確認と保険資格の確認が一度に行われるため、受付時の保険証確認時間を短縮することができます。また、顔認証以外にも暗証番号（4桁）による確認も可能です。



総合受付横に設置の顔認証カードリーダー

町立温泉病院だより

他にも、同意があれば役場で限度額適用認定証の申請を行わなくても、限度額を適用させることができるなど、マイナンバーカードによる保険証利用には様々なメリットがあります。

当院の顔認証カードリーダーは総合受付横に設置しておりますので、まだ利用したことのない方はぜひご利用ください。



病院職員（会計年度任用職員）の募集について

町立温泉病院では、現在次の職種を募集しています。採用条件や勤務内容・待遇など、詳しくは事務局までお問い合わせください。

（会計年度任用職員 募集職種）

- ・ 看護師、准看護師
- ・ ナースエイド
- ・ 給食調理員

診療時間のお知らせ（5月1日現在）

診療科		月	火	水	木	金	受付	診療
内科	午前	1診	山田	神田	山田	山田	7:30～11:30 ※金は9:30まで	9:00～
		2診	神田	武内	切士	切士		
		3診		(高見)月1回	神田	武内		
糖尿病内科	午前					(山本(康)※)	(予約のみ)	
	午後				(山本(康)※)	(山本(康)※)		
循環器内科	午後	(循環器医師)					(予約のみ)	
整形外科	午前	1診	中	整形外科医師	中	(中)	7:30～11:30 ※木は予約のみ	9:00～
		2診	(山本(章))	(木浦)	(木浦)			
リハビリテーション科	午前		(坂野)	(笹山)	(坂野)	(上田)	(予約のみ)	
眼科	午前		眼科医師				7:30～11:00	9:00～
	午後					眼科医師	7:30～14:00	13:00～
小児科	午後		(小児科予防接種)	(こどもこころの外来)				(予約のみ)

※ 第2・第4週のみ

- ・ () は予約診療です。ご希望の方は電話でご相談ください。
- ・ 診療時間は変更になる場合があります。



那智勝浦町立温泉病院
天満 1185 番地 4 (☎52-1055)
<https://onsenhsp.com/>



ほんの 楽・し・み

図書館だより

町立図書館 ☎52-5955

開館時間 9:00～17:30

ホームページ <http://nachikatsuura-lib.jp/>



▲ 5月休館日 毎週月曜日、5月1日（水・図書整理）、5月3日（金）～6日（月）、5月31日（金・図書整理）

▲ 読み聞かせイベント ◆おはなし会 [第2、第4土曜日 10:00から] 5月11日、5月25日
◆よちよちぶっく [毎月第2火曜日 10:00から] 5月14日

▲ お知らせ「子ども読書の日 スペシャルおはなし会」

5月11日は、スペシャルおはなし会！イチゴをテーマに、絵本の読み聞かせやJAの方のお話もあります。

▲ お知らせ「不要な旅行ガイドブックはありませんか？」

新しいガイドブックで不要なものがありましたら、ご寄贈いただければ幸いです。

今月の1冊

その他の新着・おすすめ図書は、ホームページをご覧ください

一般図書

『全国名所図会めぐり』

航空写真と読み解く歴史絵巻』

渋谷申博 / 著
株式会社 G.B.



江戸時代の観光ガイド書ともいえる『名所図会』。現在の航空写真と見比べ、挿絵等も加え解説されています。紙上の時間旅行をお楽しみいただけます。

[290] 地理・地誌・紀行コーナーのガイドブックもご利用ください。

児童図書

『しっぽ. しっぽ. しっぽ. しっぽ.』

木曾秀夫 / 作・絵
フレーベル館



主人公のねずみくんが「ぼくのしっぽがもっと長かったら、いろんなことができるんだろうな…」という想像からストーリーがふくらむ「しかけ絵本」。

無料配信中の読み聞かせ動画が表紙のQRコードで紹介されています。

お子さんと共にお楽しみください。

※ 最新の情報は、図書館ホームページをご覧ください。 ※ 役場各出張所でも本を借りることができます。

※ 図書館ホームページ「なち探」から資料（蔵書）検索ができます。



子育てイベントカレンダー（～6月）



日程	事業名	場所	時間
5月13日（月）	ベビーマッサージ教室（要予約）	体育文化会館 1階和室	10:00～開始
5月15日（水）	★すくすくワークショップ（要予約）	福祉健康センター 2階大会議室	10:00～11:15
5月17日（金）	★ベビーママサロン（要予約）	体育文化会館 1階和室	10:00～11:15
5月20日（月）	育児相談（要予約）	体育文化会館 1階和室	9:00～（受付）
	★勝浦広場（要予約）※雨天中止	勝浦こども園 園庭	10:00～11:00
5月24日（金）	★ママヨガ（要予約）	体育文化会館 1階和室	10:00～11:15
5月27日（月）	★下里広場（要予約）	下里こども園 支援室	9:30～11:30
6月 3日（月）	ベビーマッサージ教室（要予約）	体育文化会館 1階和室	10:00～開始
6月 7日（金）	★ベビーママサロン（要予約）	体育文化会館 1階和室	10:00～11:15
6月13日（木）	★宇久井広場（要予約）※雨天中止	宇久井こども園 園庭	10:00～11:00
6月17日（月）	育児相談（要予約）	体育文化会館 1階和室	9:00～（受付）
	★勝浦広場（要予約）※雨天中止	勝浦こども園 園庭	10:00～11:00
6月19日（水）	★すくすくワークショップ（要予約）	福祉健康センター 2階大会議室	10:00～11:15
6月24日（月）	★下里広場（要予約）	下里こども園 支援室	9:30～11:30

【お問い合わせ先】 ★印の事業：地域子育て支援センター（☎52-0224）

その他の事業：子育て世代包括支援センター（☎29-7215）

うちのごはん No.26

食推さんの「推し料理」第1弾 高菜の巻き寿司

食と健康に関する知識の啓発活動を続ける食推さん。子どもから高齢者まで食に関わる様々な教室を開催する等、食べる事の大切さを伝えています。そんな食推さんが、去る3月29日、この1年間の活動を振り返る活動報告会を実施しました。

そのとき試作したおすすめ料理のレシピをシリーズで紹介していきます！第1弾は太田・下里地区の食推さんの推し『高菜の巻き寿司』です！

作り方

- ① 高菜は茎の部分を切り落とす。沸騰したお湯でさっと茹でた後、水にさらして絞っておく。
- ② ●を鍋に入れて沸騰させ、①を加えて煮る。
- ③ ★を混ぜ合わせ酢飯を作り、棒状に握っておく。
- ④ ②の汁気をしぼり、③を包むように巻いたら出来上がり。

材料 (4～5人分)

高菜……………10枚	★ご飯……………3合
●だし汁……………400cc	★酢……………50g
●砂糖……………大さじ1	★砂糖……………45g
●しょうゆ	★塩……………9g
……………大さじ1と1/2	



高菜は、ビタミンA・C・K、抗酸化ビタミン、鉄、カリウム、乳酸菌など栄養豊富です！

塩漬けた高菜をご飯に巻くめはり寿司とは違い、甘辛く煮た高菜で棒状ににぎった酢飯を巻きます。のりが手に入りにくい山の地方に伝わる伝統料理。葉っぱに味がしゅんで、酢飯とよく合います。春キャベツなどでも同じようににできますよ！



手話で話そう！ 手のつぶやき その26

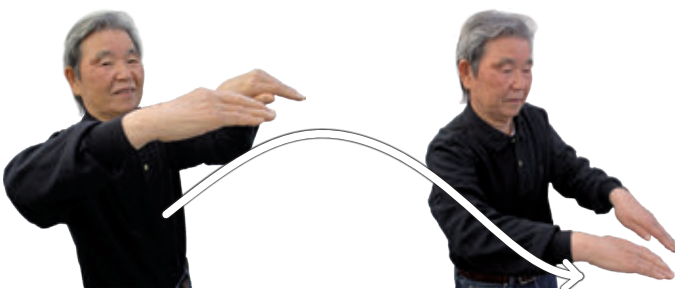
「地震・津波」

「地震」両手のひらを上に向けて並べ、同時に前後に動かします



前号でお伝えした「早く逃げて」と組み合わせて使ってみてください。

「津波」両手の甲を上に向けて肩の位置に揃え、斜め下に向かって波打つように動かします



脱炭素 まめ知識

地球温暖化が進むと

- ・大雨が増えて、大洪水や土砂災害が起こりやすくなる
- ・場所によっては雨が降りにくくなり、水不足や干ばつが起こる
- ・北極や南極の氷が解けて、海水面が上昇し、陸地が減る
- ・今までなかった感染症が発生する

他にも、地球温暖化が原因とみられる気候変動や環境変化が世界各地で起きています！

地球温暖化を止めるには、一人ひとりの小さな取り組みによる二酸化炭素の排出抑制が大切です。





この春、入学・入園されるお子さんへ

交通安全用品を寄贈いただきました

交通安全協会新宮支部様のご厚意により、町内新入学児童へ「ランドセルカバー」を、町内新入園児へ「巾着袋」を寄贈いただきました。町内の児童・園児に交通安全の意識を高めてもらい、地域の方々に見守られ健やかに成長されることを願って、毎年寄贈いただいています。

また、全国共済農業協同組合連合会様・みくまの農業協同組合様のご厚意により、町内新入学児童へ「反射材付きレッスンバッグ」を寄贈いただきました。交通安全活動の一環として、町内の新入学児童に対し登下校時の交通事故未然防止を目的とし、平成26年度から寄贈いただいています。

さらに、日本マクドナルド株式会社様のご厚意により、反射材付きの「安全笛」を寄贈いただきました。安全で安心な街づくりを目指す地域貢献活動の一環として、新入学児童に対し平成31年度から寄贈いただいています。

寄贈いただいた品物は、学校・保育施設を通じて各家庭へ配布いたしました。



ところがほっこり

しおりを寄贈いただきました

今年もすてきなしおりをご寄贈いただきました。

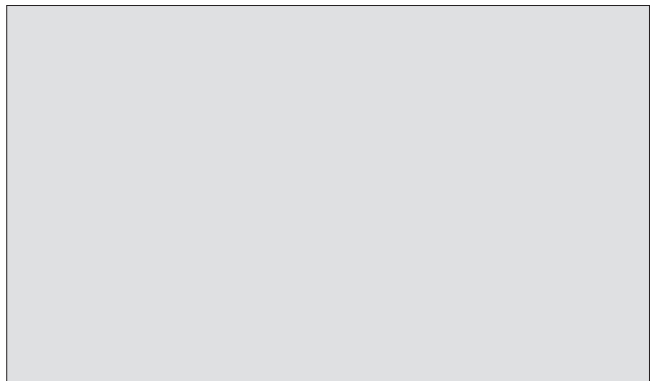
この「しおり」の作成者は、町内在住の奥川 博之さん。奥川さんは右手のリハビリがきっかけで絵手紙をはじめ、今も続けておられます。こうしてはじめられた絵手紙を、「何か人の役に立てたい」との思いからしおりを作成してくださっているそうです。

色々な絵が描かれたしおりを見ていると心がほっこりさせられます。この気持ちが皆さまにもつたわりますように・・・。

なお、ご寄贈いただいたしおりは町立図書館でお配りしています。



広告



広報誌に広告を載せてみませんか？

那智勝浦町では、「広報なちかつうら」に掲載する有料広告の募集を行っています。「広報なちかつうら」は毎月約7,300部を発行し、町内会を通して各家庭に配布しています。企業や団体のイメージアップなどに広告掲載を活用してみませんか？

▶有料広告の詳細は、町ホームページをご確認いただくか、役場観光企画課企画係(☎29-2007)までお問い合わせください。



住民登録人口と世帯数[4月1日現在] () は前月比

●男 6,391 (-46) ●女 7,237 (-44) ●計 13,628 (-90) ●世帯数 7,421 (-5)

広報なちかつうら 2024 - 5